

製品起因による事故ではないと判断した案件(案)

該当事案なし

『認の結果、消費生活用製品に該当しなかった、重大製品事故でなかった又は報告義務者でなかった案件(案

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
1	A201900440 令和元年8月2日(兵庫県) 令和元年9月3日	扇風機	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	●当該事業者は、当該製品及び周辺を焼損した旨の連絡を受け、重大製品事故の報告を行った。その後、消防と当該事業者による調査により、当該事業者が製造した製品ではないことが判明したことから、当該事業者が報告義務者でないと判断した。	
2	A201900508 令和元年9月10日(東京都) 令和元年9月24日	ルーター(パソコン周辺機器)	(火災) 当該製品を溶融する火災が発生した。	●当該事業者は、当該製品が溶融した旨の連絡を受け、重大製品事故の報告を行った。その後、消防の調査により、火災に至らない事故とされたことから、重大製品事故に該当しないと判断した。	
3	A201900937 令和元年12月1日(愛知県) 令和元年12月13日	タブレット端末	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	●当該事業者は、当該製品及び周辺を焼損した旨の連絡を受け、重大製品事故の報告を行った。その後、消防の調査により、火災に至らない事故とされたことから、重大製品事故に該当しないと判断した。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
-----	---------------------	-----	------	------	----